

年 月 日

那覇市保健所長 宛

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

診療用放射性同位元素等廃止措置届

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(以下「診療用放射性同位元素等」という。)の廃止後の措置について、医療法第15条第3項及び同施行規則第24条第13号並びに第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所の名称	(フリガナ)		
2 開設場所	〒		
	TEL		FAX
3 届出事項 (該当するものの□に☑とすること)	<input type="checkbox"/> 1. 診療用放射性同位元素 <input type="checkbox"/> 2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 (PET検査)		
4 廃止年月日		年 月 日	
5 措置年月日		年 月 日	

廃止後の措置に関すること

廃止した診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の措置に関すること	
(1) 放射性同位元素による汚染検査及び汚染除去の概要（規則 30 条の 24-1）	
(2) 放射性同位元素によって汚染されたものの譲渡又は廃棄の概要（規則 30 条の 24-2）	
保管 廃棄	保管廃棄物量 (Bq) 保管廃棄方法
廃 棄	廃棄物量 (Bq) 廃棄方法（譲渡先の名称・所在地）
放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の使用室、治療病室、貯蔵施設及び廃棄施設等の用途	

(注意)

- 1 (1) については、汚染検査及び汚染除去後の測定結果の写しを添付する。
- 2 (2) については、受領書の写しを添付する。